第57期　滋賀地方最低賃金審議会

令和８年度第３回滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

議事録

開催日時	令和８年10月28日（水）午前９時19分～12時03分
開催場所	大津労働基準監督署　会議室
出席状況	公益代表委員　出席２人　（定数３人） 労働者代表委員　出席３人　（定数３人） 使用者代表委員　出席３人　（定数３人） 事務局　４人
出席者	公益代表委員　片山　聡　木下康代 労働者代表委員　鈴木敏和　松井大介　玉木博文 使用者代表委員　池田賢也　池田　健　三浦浩明 事務局　青木労働基準部長　大橋賃金室長 岩永賃金室長補佐　遠藤労働基準監督官
主要議題	・滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について（金額審議） ・その他
議事録	別紙のとおり

○片山部会長

ただ今から、第３回専門部会を開催いたします。

はじめに、事務局から連絡事項をお願いします。

○大橋室長

事務局から２点申し上げます。

１点目は、本専門部会の公開についてですが、運営規程により、公労使の三者協議の場のみ公開とし、議事録をホームページに公開することを、お知らせします。

なお､傍聴の申込を受け付けたところ､傍聴を希望される方はいませんでしたので、ご報告いたします。

次に２点目としまして、本日の委員の出席状況ですが、公益代表委員２名、労働者代表委員３名、使用者代表委員３名の計８名のご出席をいただいております。公益委員の宗野委員については所用により欠席のご連絡をいただいております。

したがいまして、最低賃金審議会令の規定により、定数の３分の２以上の出席をいただいていますので、本専門部会が有効に成立をしていることをご報告いたします。

以上です。

○片山部会長

では、議題（１）「滋賀県自動車・同附属品製造業 最低賃金の改正決定について」です。

前回の専門部会では合意に至らず、労使各側で、さらにお考えいただいたと思いますので、今回も、労使それぞれとの個別協議を行いたいと思います。

前回の専門部会終了の際、今回の個別協議を使用者側から行うことを確認しております。使用者側は、協議を始めるに当たり、どのくらい時間が必要でしょうか。

○池田健委員

15 分でお願いします。

○片山部会長

それでは、専門部会を一時休会として、公・使の個別協議を 9 時 40 分から行います。

事務局から控室について説明をお願いします。

○大橋室長

本日、待機していただく部屋は、労働者側は５階の基準部長室、使用者側は４階の打合せ室を用意しております。それぞれ、職員がご案内いたしますので、移動の方よろしくお願いいたします。

〔労使それぞれに分かれて検討〕

〔個別協議の実施〕

〔専門部会の再開〕

○片山部会長

それでは再開します。

これまで、労使各側と個別協議を重ねてまいりましたが、残念ながら、労使の意見の隔たりが埋まらず、金額の一致には至りませんでした。

したがいまして、只今から採決を行いたいと思います。事務局は、現在の委員の出欠状況を確認してください。

○大橋室長

現在の委員の皆様の出席状況は、公益代表委員は部会長を含め２名、労働者代表委員３名、使用者代表委員３名の計８名のご出席です。議決権のある方は、部会長を除いた７名となり、可否同数の場合は、審議会令第６条第６項により準用される審議会令第５条第３項の規定により、部会長が決するところによることとなります。以上です。

○片山部会長

それでは、採決に入ります。

滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金を 54 円引上げ、時間額 1,169 円としてよろしいでしょうか、挙手により採決を行います。

ではまず、賛成の方、挙手願います。

〔委員挙手〕

次に、反対の方、挙手願います。

〔委員挙手〕

ありがとうございます。

結果、賛成多数となりました。

したがいまして、滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金は、54 円引上げ、時間額 1,169 円として、滋賀地方最低賃金審議会に報告することといたします。

それでは、事務局は、専門部会報告書（案）の作成をお願いします。

作成時間はどのくらい必要でしょうか。

○大橋室長

５分ほどいただけますでしょうか。

○片山部会長

それでは、12 時 05 分まで休会とします。

〔専門部会報告書（案）配布〕

時間前ですがよろしいでしょうか。それでは再開します。

事務局は、報告書（案）を朗読してください。

○岩永補佐

それでは専門部会報告書（案）を朗読いたします。

なお、朗読に際し、業種は略称、専門部会委員のお名前は省略させていただき、別紙につきましては、最低賃金額及び効力発生の日のみの読み上げとさせていただきます。

滋賀地方最低賃金審議会　会長　木下康代殿

滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会　部会長　片山聡

滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和８年８月 25 日、滋賀地方最低賃金審議会において付託された滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

最低賃金額　１時間 1,169 円

効力発生の日　法定どおり

以上でございます。

○片山部会長

はい。ただ今の報告書（案）について、ご意見等ございませんでしょうか。

〔意見等なし〕

ないようでしたら、本案により滋賀地方最低賃金審議会に報告いたしますので、(案)を取って、日付欄に本日の日付を入れてください。

事務局から、今後の日程について説明をお願いします。

○大橋室長

今後は、本日の専門部会報告を 10 月 30 日の本審に報告し、審議・採決の上、答申いただく予定です。

答申後、11 月 16 日まで異議申出を受け付け、異議申出がなければ、12 月 1 日に官報公示を行い、12 月 31 日から改正後の最低賃金が発効する予定です。

なお、異議申出があった場合は、11 月 17 日に審議会を開催してご審議いただく予定です。以上です。

○片山部会長

最後に、議題（２）「その他」として、皆様から何かございますでしょうか。

〔意見等なし〕

特にないようでしたら、事務局から連絡事項をお願いします。

○大橋室長

第５回本審を 10 月 30 日(金)、午前 10 時 00 分から６階共用会議室で開催いたしますので、本審委員の方はご出席のほどよろしくお願いします。

最後に、労働基準部長 青木から、ご挨拶させていただきます。

○青木労働基準部長

皆さま、長時間にわたりお疲れさまでございました。

本日、３回目の専門部会で改正額の決定をいただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。

今週 10 月 30 日の本審の場で改めて採決を行うことになりますけれども、答申をいただきましてから、12 月 31 日の法定どおりの発効に向けて事務処理を進めるとともに、改正後の金額と発効日につきまして、関係するすべての事業主と労働者の方々への周知と履行確保が図られますよう万全を尽くして参ります。今後ともご協力をよろしくお願いいたします。以上簡単ではございますが、お礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○片山部会長

委員の皆様には、部会運営にご協力いただきましたことに感謝申し上げます。

それでは、第３回専門部会を終了いたします。お疲れ様でした。